

東員町中部公園内飲食・物販施設運営者募集公募型プロポーザル実施要領

1 事業名

東員町中部公園内飲食・物販施設運営者募集

2 事業目的

中部公園は、自然と豊かな水辺環境の中で人と水がふれあい、人々の交流の拠点と自然体験の広場として平成16年11月に誕生した都市公園である。公園面積約14.5ha（スポーツ公園を含めた場合24.7ha）の中央には戸上川が流れ、そのせせらぎに沿って広がる河川広場や人がふれあう緑いっぱいのパークゴルフ場、子どもたちの遊びの広場などが配置され、気候暖かな季節には町内外から多くの来場者で賑わっている。

この中部公園内に位置する飲食・物販施設（以下「本施設」という。）は、平時は飲食・物販を目的とした施設、大規模災害等の有事の際には災害用施設として活用することとしている。

本事業は、平時における本施設の施設運営者を募集し、本施設において飲食及び物販サービスを提供することにより、中部公園を活用した観光事業の振興及び公園の活性化に寄与することを目的とする。

3 事業概要

(1) 事業内容

別紙「東員町中部公園内飲食・物販施設運営事業者募集仕様書」のとおり

(2) 期間

契約締結の日から2年間とする。ただし、東員町と施設運営者の双方が希望する場合、1回に限り、同一の期間による新たな契約を締結することができる。

4 選定方式及び施設運営者の決定方法

専門的な知識や過去に同様の事業等を実施した実績等をもった事業者の提案を広く公募し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって施設運営者となる優先候補者を選定するものである。なお、優先候補者を選定後、町との協議の後に当該事業者を施設運営者として決定する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 本施設内に存する店舗及び厨房2区画の営業が可能であるもの。なお、店舗及び厨房2区画のうち、少なくとも1区画は参加申込者が自ら営業することとし、参加申込者が営業する区画とは別の1区画を「東員町中部公園内飲食・物販施設運営者募集公募型プロポーザル実施要領」 5 参加資格 (2) から (6) の要件を満たす事業者を選定し、営業させることは差し支えない。

(2) 東員町中部公園内飲食・物販施設運営事業者募集仕様書の内容を満たす者であること。

- (3) 東員町中部公園内飲食・物販施設運営管理規定（以下「管理規定」という。）第4条の規定を満たす者であること。
- (4) 施設運営者として決定された後、概ね1か月以内に営業を開始すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (7) 東員町暴力団排除条例に該当しない者であること。

6 提出書類及び方法等

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次の①一次審査及び②二次審査の書類※へ必要事項を記入、押印の上、後述の16の事務局（提出及び問い合わせ先）へ提出すること。

(1) 提出期限・提出書類

①一次審査書類【提出期限：令和8年7月10日（金）午後5時まで】

- ・プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部
- ・会社等概要書（様式第2号） 7部
- ・業務実績（様式第3号） 7部
- ・営業に必要な資格を既に有する場合はその写し 1部
- ・一次審査企画提案書（様式第4号） 7部

②二次審査書類【提出期限：令和8年7月24日（金）午後5時まで】

- ・プレゼンテーション企画提案書（様式第5号） 7部
- ・実施体制（様式第6号） 7部

※書類は、原則A4版とする。

(2) 提出方法

16の事務局（提出及び問い合わせ先）へ直接又は郵送（必着）とする。提出書類についてはすべて紙媒体で提出すること。なお、提出書類は一切返却しない。

7 質問及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和8年7月15日（水）午後5時までに質問書（様式第7号）にて、建設課へ電子メール（kensetu@town.toin.lg.jp）で提出すること。

なお、質問事項及び質問事項に対する回答については、全ての質疑をまとめて参加者全員に電子メールで通知する。

また、事前に本施設の内覧を行いたい場合は令和8年7月15日（水）午後5時までに16の事務局（提出及び問い合わせ先）へ申し出ること。

8 候補者の選定

(1) 参加資格審査

「6 提出書類及び方法等」で定める ①一次審査書類 を提出後に参加資格の書類審査及び一次審査を実施し、その結果を令和8年7月17日（金）付け（予定）で通知する。

町が、参加資格を有すると判断した者（以下、「参加資格者」とする。）の内、一次審査の総合点の高い上位3者（以下、「一次審査通過者」という）対しプレゼンテーションの時間と場所を決定した通知を併せて行う。

なお、全ての通知については、電子メール及び書面で通知することとし、スケジュールについては13スケジュール（予定）を参考にすること。

(2) 一次審査

一次審査企画提案書（様式第4号）に基づき、審査を実施する。

なお、本プロポーザルへの参加申し込み事業者が3者以下であった場合、一次審査は実施しない。

(3) プレゼンテーション、審査

次のとおり、プレゼンテーションの採点を行うために設置された「東員町中部公園内 飲食・物販施設運営事業者選定委員会」に対して、プレゼンテーションを行うこと。

番号	項目名	注意事項等
1	日時・会場	・令和8年7月30日（木）午前9時以降 ・集合時間および会場については、事業者ごとに「参加資格審査結果通知書」で指定する
2	順 番	・プロポーザル参加申込書到着順とする。
3	持ち時間	・【プレゼンテーション】20分以内 ※本施設で提供販売予定の商品の試食・試飲提案を含む ・【委員からの質疑】10分程度
4	出席者	・3人以内 ・事業者を特定できる名札等はつけないこと
5	持参物等	・パワーポイント等を使用する場合は、東員町でプロジェクター、スクリーンの準備をするが、パソコン等は参加者が用意すること
6	審査について	・事前提出書類とプロポーザル参加者が行うプレゼンテーションの内容に基づき審査する

9 審査

(1) 審査方法

①一次審査

審査委員会は、別添「評価基準」に基づき、提案者の一次審査企画提案書（様式第4号）の各項目について採点を行い、一次審査通過者を選定する。

上記の場合において、総合点の最も高い者から上位が3者を超える場合、このうち最低点の者を対象に、3者以内となるように抽選により選定するものとする。

評価項目	内容	配点
① 企画提案	本施設において提供予定の飲食及び物販サービスの内容、ターゲットとする年齢層	30点
	本施設を活用した中部公園の観光事業の振興及び公園の活性化につながるアイデアや提案等	50点
	本施設での集客方法についてのアイデアや取り組み等	20点
合計		100点

②二次審査

審査委員会は、別添「評価基準」に基づき、提案者の企画提案書等の各項目について、審査委員ごとに採点を行い、総合点の最も高い上位1者を施設運営者として選定する。

上記の場合において、総合点の最も高い上位1者と同点数の者が2者以上いる場合は、抽選により選定する。

評価項目	内容	配点
① 実績	飲食店等における経営実績の程度 ・営業期間や経営場所 等	15点
② 運営体制	継続的な運営ができるような仕組みとなっているか ・事業の実施方法（調理者や従業員の配置等）	25点
③ 企画提案	・「東員町中部公園内飲食・物販施設運営事業者募集仕様書」の内容を踏まえ、中部公園に賑わいを生むような企画・提案となっているか ・営業日、メニューの種類や価格設定などが公園利用者へのサービスに適しているか ・東員町の特産品の活用の検討 ・本施設で提供販売予定の商品の見栄え、コンセプト等（試食・試飲提案）	60点
合計		100点

(2) 結果通知等

審査結果は、参加した全ての者に文書で通知する。ただし、異議申し立ては受け付けない。

10 選定委員会

選定委員会の委員は、東員町職員ほか関係団体から概ね5名の範囲で構成する。なお、委員がやむを得ず審査に参加できない場合は、当該委員が指名するものを委員とすることができる。また事務局は建設課に置く。

11 プロポーザル審査結果

プロポーザル審査結果は書面にて参加者に通知する。なお、電話等での問い合わせは一切受け付けない。

12 施設運営者の決定

町は協定締結に向けて、候補者（先のプレゼンテーションによる総合点の最も高い上位1者）と施設運営に関し協議及び調整を行った上で、施設運営者の決定を行う。なお、候補者の企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

協議が不調となった場合には、次点の候補者と同様の手続きを行うものとする。

13 スケジュール（予定）

	手 順	時期、期限等
1	プロポーザル公告	令和8年7月 3日（金）
2	参加申込書の提出締切	令和8年7月10日（金）
3	質疑書の提出締切	令和8年7月15日（水）
4	参加資格及び一次審査結果通知 プレゼンテーション時間決定通知	令和8年7月17日（金）
5	企画提案書等の提出締切	令和8年7月24日（金）
6	プレゼンテーション、審査	令和8年7月30日（木）
7	施設運営候補者の選定結果通知	令和8年8月 4日（火）
8	契約書締結	令和8年9月 1日（火）

14 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと町長が認めた場合
- (4) 実施要領の内容に違反すると町長が認めた場合
- (5) その他本町の指示に違反する場合

1 5 その他の留意事項

- (1) 実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書類の作成及び提出に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (5) 提出された参加申込書類は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないが、選定に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (7) 店舗及び厨房2区画を異なる事業者が営業する場合であっても、あらかじめ選定した施設運営者1者は、町と契約を締結し、管理規定に基づく責任の一切を負うものとする。
- (8) 提出期限以後における参加申込書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、東員町情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 参加申込書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を16の事務局に持参又は郵送により提出すること。
- (11) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。

1 6 事務局（提出及び問い合わせ先）

東員町役場 建設課

住 所：〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

電 話：0594-86-2809（直通）

メールアドレス：kensetu@town.toin.lg.jp